

福島県収入保険加入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は持続可能な力強い農業の実現に向け、農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する農業経営収入保険事業（以下「収入保険」という。）への加入を促進するため、福島県農業共済組合（以下「組合」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、収入保険に関して、次に掲げる経費を対象とし、その額は、次項に定める額の範囲内において知事が定める額とする。

一 法第178条の規定により、被保険者（収入保険に新規加入する者であり、かつ、過去に当該補助を受けたことのない者に限る。）が支払わなければならない保険料

2 補助金の額は、前項第1号に定める保険料の3分の1以内の額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 組合は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 組合は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 事業費の額の変更。ただし、事業費の額の20%以内の額の減額及び入札による減額を除く。

二 交付対象事業の内容変更。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 交付目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ組合の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(変更の承認)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県収入保険加入促進事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県収入保険加入促進事業補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、福島県収入保険加入促進事業実施状況報告書(第4号様式)により、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在において、当該年度の1月20日までに行うものとする。ただし、当該年度の12月において概算払請求書を提出する場合には、これをもって事業の遂行状況報告にかえることができるものとする。

2 組合は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県収入保険加入促進事業完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県収入保険加入促進事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止については知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 交付対象事業が完了せずに県の会計年度が終了した場合は、交付金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の事業実績が確定した日までに年度終了の実績報告として福島県収入保険加入促進事業実績報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第11条 組合は、補助事業等が完了した場合は、福島県収入保険加入促進事業補助金交付

請求書（第7号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の全額が概算払された場合はこの限りでない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 組合は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（会計帳簿等の整備等）

第13条 組合は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。